

「オーストラリア 2007 年度予算案」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

5月8日、オーストラリア政府は2007年度予算案(2007年7月～2008年6月)を発表した。オーストラリア経済は、世界的な資源・エネルギー需要増、特に中国からの旺盛な鉄鉱石・石炭・天然ガス需要に牽引され、豪州経済史上最長の景気拡大を継続しており、今年で6年連続の黒字予算となった。以下、予算案の概要を記載する。

1. 政府の財政収支と経済見通し

2007年度予算は歳入2,468億豪ドル（前年度比6.5%増）、歳出2,356億豪ドル（前年度比7.2%増）で財政収支プラス100億ドルと黒字が継続。好調な経済を背景に政府は2008年度以降も引き続き財政収支の黒字を予測している。経済成長率は、昨年度の2.5%から今年度には3.75%上昇、インフレ率は同期2.75%から2.5%へ低下する見通し。また現在、過去30年で最低の失業率も記録している。

【オーストラリア：財政収支見通し】

(億豪ドル)

財政年度	実績	見通し		予測		
	2005-6	2006-7	2007-8	2008-9	2009-10	2010-11
歳入	2,219	2,355	2,468	2,607	2,746	2,873
GDP比 (%)	23.0	22.8	22.5	22.8	23.1	22.9
歳出	2,061	2,216	2,356	2,475	2,597	2,727
GDP比 (%)	21.3	21.5	21.5	21.6	21.8	21.8
財政収支	148	119	100	119	141	137
GDP比 (%)	1.5	1.2	0.9	1.0	1.2	1.1

(出所) オーストラリア政府2007年度予算資料より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

※財政収支は、歳入から歳出及び政府剰余金運用益を差し引いた値

【オーストラリア：経済見通し】

(%)

財政年度	見通し		予測		
	2006-7	2007-8	2008-9	2009-10	2010-11
実質GDP成長率	2.50	3.75	3.00	3.00	3.00
賃金上昇率	4.25	4.25	4.00	4.00	4.00
消費者物価上昇率	2.75	2.50	2.50	2.50	2.50

(出所) オーストラリア政府2007年度予算資料より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

2. 個人所得税減税

今回の予算では、低所得者層を中心にほぼ全納税者が恩恵を受けられるよう、4年間で総額315億豪ドルに上る大規模な個人所得税減税が打ち出された（昨年度減税分も含めると計367億豪ドル）。個人所得税減税は（人材確保による）国際的競争力向上と、低所得者層の勤労意欲上昇を目的としている。

改定された所得税率では、15%の税率適用課税所得区分の上限が従来の「25,000豪ドル」から「30,000豪ドル」に拡大された。また、2008年7月1日以降は、30%の税率適用年収の上限が「75,000豪ドル」から「80,000豪ドル」に、40%の上限が同様に「150,000豪ドル」から「180,000豪ドル」に引き上げられる予定である。

【オーストラリア：個人所得税】

現状の所得税率		2007年7月1日以降の所得税率		2008年7月1日以降の所得税率	
課税所得の範囲 (豪ドル)	所得税率	課税所得の範囲 (豪ドル)	所得税率	課税所得の範囲 (豪ドル)	所得税率
0～6,000	0%	0～6,000	0%	0～6,000	0%
6,001～25,000	15%	6,001～ 30,000	15%	6,001～30,000	15%
25,001～75,000	30%	30,001 ～75,000	30%	30,001～ 80,000	30%
75,001～150,000	40%	75,001～150,000	40%	80,001 ～ 180,000	40%
150,001～	45%	150,001～	45%	180,001 ～	45%

（出所）オーストラリア政府2007年度予算資料より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

また、低所得税額控除（LITO, low income tax offset）金額が600豪ドルから750豪ドルに増加するため、納税額がゼロになる所得限度額は11,000豪ドルになる。高齢者は、高齢者税額控除が適用され、独身の場合は25,867豪ドル、夫婦の場合は43,360豪ドルまでが非課税所得となる。

（例1）所得が A\$11,000（＝納税額がゼロ）のケース

A\$6,000までは税率0%、次のA\$5,000に対しては税率15%→税額 A\$750（A\$5,000×15%）

⇒ A\$750までは低所得税額控除があるので、支払税額はゼロとなる

（例2）所得が A\$20,000 のケース

A\$6,000までは税率0%、次のA\$14,000に対しては税率15%→税額 A\$2,100（A\$14,000×15%）

⇒ A\$750までは低所得税額控除があるので、支払税額はA\$1,350（2,100－750）となる

3. その他

高齢年金者・介護人への一時金支給、共働き夫婦のための保育助成金支給、干ばつ対策予算支給、ソーラーシステム導入家庭への補助金倍増、新大学創設等による教育制度の充実、軍事・防衛費拡大などを盛り込んだ内容となった。

以上は主な項目であり、詳細につきましては下記ホームページでご確認いただけます。

《参考ホームページ》オーストラリア政府 <http://www.budget.gov.au/>

(アジア法人業務部 小林裕子)

E-mail: Kobayashi@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-6231-1793

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。